

掛川市規則第17号

掛川市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成26年3月26日

掛川市長

(別紙)

掛川市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

掛川市児童福祉法施行細則（平成17年掛川市規則第79号）の一部を次のように改正する。

第16条及び第17条中「所長」を「市長」に改める。

別表第1備考5中「、第41条の19の3第1項及び第41条の19の5第1項」を「及び第41条の19の3第1項」に改める。

様式第27号中「（あて先）掛川市福祉事務所長」を「（あて先）掛川市長」に改める。

様式第28号を次のように改める。

助産施設入所承諾（不承諾）決定通知書

第 号  
年 月 日

様

掛川市長 氏 名 印

児童福祉法第22条第2項の規定による助産施設への入所の措置について、次のとおり決定したので通知します。

申込者	氏 名		
	住 所		
入所する施設	名 称		
	所在地		
入 所 年 月 日			
出 産 予 定 日			
入 所	承諾 ・ 不承諾		
不承諾の理由			

(注)

- 1 施設に入所中は、施設の規則、職員からの注意事項は必ず守ってください。
- 2 施設への入所が適当と認められなくなった場合は、決定を解除します。
- 3 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、掛川市長に対して異議申立てをすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。
- 4 この決定に不服がある場合は、1の異議申立てのほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、掛川市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります（この訴訟において掛川市を代表する者は、掛川市長となります。）。
- 5 1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、掛川市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において掛川市を代表する者は、掛川市長となります。）。

様式第29号中「掛川市福祉事務所長 氏 名 印」を  
「 掛川市長 氏 名 印」に改める。

様式第30号を次のように改める。

助産施設入所解除通知書

第 号  
年 月 日

様

掛川市長 氏 名 印

児童福祉法第22条第2項の規定による助産の実施について、次のとおり解除することに決定したので通知します。

申込者	氏名		
	住所		
入所する施設	名称		
	所在地		
入所年月日			
出産予定日			
解除年月日	年 月 日		
解除の理由			

(注)

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、掛川市長に対して異議申立てをすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。
- 2 この決定に不服がある場合は、1の異議申立てのほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、掛川市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります（この訴訟において掛川市を代表する者は、掛川市長となります。）。
- 3 1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、掛川市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において掛川市を代表する者は、掛川市長となります。）。

様式第31号中「掛川市福祉事務所長 氏 名 印」を

「 掛川市長 氏 名 印」に改める。

様式第32号中「（あて先）掛川市福祉事務所長」を「（あて先）掛川市長」に改める。

様式第33号を次のように改める。

母子生活支援施設入所承諾（不承諾）決定通知書

第 号  
年 月 日

様

掛川市長 氏 名 印

児童福祉法第23条第2項の規定による母子生活支援施設への入所の措置について、次のとおり決定したので通知します。

被措置者名		
入所施設	名称	
	所在地	
入所年月日	年 月 日	
備考		
入所	承諾 ・ 不承諾	
不承諾の理由		

(注)

- 1 施設に入所中は、施設の規則、職員からの注意事項は必ず守ってください。
- 2 施設への入所が適当と認められなくなった場合は、決定を解除します。
- 3 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、掛川市長に対して異議申立てをすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。
- 4 この決定に不服がある場合は、1の異議申立てのほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、掛川市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります（この訴訟において掛川市を代表する者は、掛川市長となります。）。
- 5 1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、掛川市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において掛川市を代表する者は、掛川市長となります。）。

様式第34号中「掛川市福祉事務所長 氏 名 印」を  
「 掛川市長 氏 名 印」に改める。

様式第35号を次のように改める。



母子生活支援施設入所解除通知書

第 号  
年 月 日

様

掛川市長 氏 名 印

児童福祉法第23条第2項の規定による母子保護の実施について、次のとおり解除することに決定したので通知します。

児 童	氏 名		生 年 月 日		性 別	
			年 月 日		男・女	
			年 月 日		男・女	
			年 月 日		男・女	
			年 月 日		男・女	
			年 月 日		男・女	
保 護 者	氏名		続柄		職業	
	住所					
解除年月日	年 月 日					
解除の理由						
備 考						

(注)

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、掛川市長に対して異議申立てをすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。
- 2 この決定に不服がある場合は、1の異議申立てのほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、掛川市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります（この訴訟において掛川市を代表する者は、掛川市長となります。）。
- 3 1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、掛川市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において掛川市を代表する者は、掛川市長となります。）。

様式第36号中「掛川市福祉事務所長 氏 名 印」を  
「 掛川市長 氏 名 印」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。